

改元に伴う元号の読み替えについて

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

5月1日から新元号「令和」となりましたが、4月中に発送・発行しております各種税通知書、納付書等・軽自動車納税証明書については、新元号に対応できておりません。

つきましては、次の対象のものに記載されている5月1日以降に到来する納期限および有効期限に「平成31年」とあるものは「令和元年」。「平成32年」とあるものは「令和2年」と読み替えていただきますよう

お願いします。

町のホームページ等でも新元号への読み替えについてお知らせしておりますのでご確認ください。

■対象

- ・固定資産税納税通知書等
- ・軽自動車税納税通知書等
- ・4月中に窓口で発行した軽自動車納税証明書
- ・国民健康保険税納付書（随1期分）

食生活改善推進員（さわやか会）養成教室生募集について

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 282-1602

さわやか会は、住民の健康および体力の向上を図り、住民の健康と福祉の増進を推進する会です。現在の会員は23人。夏休み子どもクッキング教室・高校生、男性料理教室の開催、伝承料理の指導、広報みふねへのレシピ掲載などの活動をしています。

- 対象者 20歳以上の人（男性も参加できます）
- 定員 20人
- 申込み締切 5月31日迄（定員になり次第締切）
- 教室参加料 3,500円（開講式時に徴収）
- 教室修了者 20時間以上の養成時間を修了し、食生活改善推進員協議会に加入すること
- 申込み先 健康づくり支援課（町保健センター）



養成教室日時/内容（案）

- | | |
|---|--|
| ① 6月20日 日
9時30分～11時30分
開講式/オリエンテーション/町の健康状態について/さわやか会と地区組織活動 | ② 7月18日 日
9時30分～14時30分
食品衛生と食中毒、食品表示の講和/調理実習/熱中症対策と水分補給について講話 |
| ③ 8月29日 日
9時30分～13時30分
健康的な食べ方を考える/調理実習 | ④ 9月19日 日
9時30分～13時30分
運動の効果について講話/運動実技/調理実習 |
| ⑤ 10月24日 日
9時30分～15時30分
プロが作る季節の野菜料理体験/調理実習/閉講式（修了書授与） | ⑥ 11月28日 日
9時30分～16時30分
町外研修（場所未定）：希望者 |

献血のお願い！

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 282-1602

みんなで献血の輪を広げましょう。400ml献血・成分献血にご協力ください。

御船町では次の日程で400mlの献血を実施します。

日程	受付場所	受付時間
5月27日 日	御船町役場 1階ロビー	9時30分～12時
		13時15分～16時

■対象者 男性17～69歳、女性18～69歳で体重が50kg以上の人

※ただし、65歳以上の人は、60～64歳の間に献血した人に限ります。

献血カードをお持ちの人はご持参ください。献血カードをお持ちでない人は、受付時に本人確認が必要です。免許証、保険証などをお持ちください。なお、献血協力者には粗品をプレゼントいたします。

家屋の固定資産税について

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

◎家屋を新築・増築したとき

家屋（車庫や物置など小さい家屋を含む）を新築または、増築されると、翌年度から固定資産税が課税されます。



固定資産税額の基礎となる評価額を算出するために、建物の内外（間取りや屋根、外壁、内装など）の調査と契約書や平面図などの書類の確認を行い、固定資産税額を決定します。

家屋調査は重要な調査となりますので、皆さまのご協力をお願いします。

◎未登記家屋の所有者を変更したとき

未登記家屋の所有者が変更となった場合（売買、相続、贈与などをした場合）には、「未登記建物の所有者変更届」を必要書類とともに提出していただく必要があります。

家屋調査は重要な調査となりますので、皆さまのご協力をお願いします。

■必要書類

【売買等の場合】

- ①譲渡証明書・売買契約書等の写し
- ②新・旧所有者両者の実印を押印した未登記建物の所有者変更届
- ③新・旧所有者両者の印鑑登録証明

【相続の場合】

- ①相続人すべての続柄がわかる戸籍謄本
- ②相続人全員の同意書
- ③新所有者の実印を押印した未登記建物の所有者変更届
- ④相続人（新所有者）の印鑑登録証明

◎家屋を取壊したとき

家屋の全部または、一部を取壊した場合には「家屋滅失届」を提出してください。



年度の途中で取壊した家屋については、床面積の大小にかかわらず必ず届出をしてください。

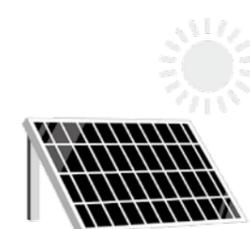
なお、固定資産税は1月1日現在の状況により課税されますので、滅失届出のない場合や1月2日以後に家屋を取壊した場合は、その年の固定資産税を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

<登記建物の場合>

法務局で滅失登記の申請が必要になります。届出時期により課税台帳の滅失処理が間に合わない場合があるため税務課へ「家屋滅失届」を提出してください。（登記があるかどうかは、法務局にて確認が必要です）

<未登記建物の場合>

「家屋滅失届」を町税務課まで提出してください。家屋滅失届に基づき、税務課職員が現地確認を行い、翌年度の課税対象から除きます。



※太陽光発電設備を設置した場合には、固定資産税（家屋または、償却資産）の対象になります。償却資産になるものについては申告が必要になりますので、税務課までお問い合わせください。

男性料理教室生参加者大募集！

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 282-1602

お料理教室を6月から2月まで毎月開催します。是非この機会にチャレンジして料理の楽しさを体感してください！

■日時 ①6月12日 日/②7月17日 日/③8月21日 日/④9月25日 日/⑤10月16日 日/⑥11月28日 日（町外研修）/⑦12月5日 日/⑧1月15日 日/⑨2月19日 日

9時30分～13時

■場所 町保健センター研修室および調理室

■講師 町食生活改善推進員（さわやか会会員）

■内容 季節の食材を使ったバランスの取れた料理

■受講料 3,500円（8回分まとめて初回に徴収します）。11月28日 日は別途徴収。

■持参するもの エプロン・三角巾・マイ箸・筆記用具

■受講対象者 御船町在住の男性25人

■申込み締切 5月31日 日 17時まで

■申込先 健康づくり支援課健康推進係